

第13回 地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会 議事概要

日時：2008年10月6日（月）13:30～15:30

場所：中央合同庁舎第2号館1階 共用会議室2

出席者：（委員）飯島義雄、笠原芳彦、吉川肇子、佐々木誠、谷俊明、中邨章、

南部竹男、野口和彦、原昭佳、深澤良信

（オブザーバー）大庭誠司（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官）

議事概要：

（1）市町村における総合的な危機管理体制についての調査結果（事務局から説明）

【委員意見】

- ① 市町村においては、危機管理を日々の業務にどう織り込むか、という考え方でなければ実情に合った議論にならない。
- ② 部署内の緊急連絡網よりも都道府県の担当者の連絡先の方がよく把握されている、という点からも、受け身の姿勢が伺える。
- ③ 「お金がない」という声もあるが、危機管理指針の作成などお金のかからないものが大事。最も大切なのは、危機管理の必要性を認識してもらうこと。
- ④ 合併市町村は、旧団体ごとに職員の危機管理のレベルにばらつきがある。
- ⑤ 危機管理部門を作ると、そこに任せる意識が生まれ、人任せな危機管理になってしまう傾向がある。
- ⑥ 規模の大きな団体では専門的な人材も抱えているが、規模によってできることのレベルには大きな差がある。
- ⑦ 完璧な「危機管理の姿」があって、それが実現できないと諦めてしまうのは間違っており、普通の自治体としてできることを危機管理事案発生時にするということが重要。
- ⑧ 小さい町では実動にかかる人員が少なく、実際には仕事が回っていない状態。
- ⑨ 日本では、危機管理事案発生前には自助・共助の大切さを広報すべきと言われてはいるものの、事後には行政の責任が問われることが多いため、発生時とともに事後の対応、責任体制も明確にしておく必要がある。
- ⑩ 危機管理事案発生時にやるべきことを、優先順位ごとに項目分けする必要があるのではないか。
- ⑪ 小さな団体では消防機関で担える役割がもっとあるのではないか。
- ⑫ 危機管理事案発生時には、早く全庁体制に移れることが重要であり、体制の整備が重要。
- ⑬ 危機管理事案発生時に迅速に対応するには、それぞれの現場に危機管理に精通した確かな人間、判断できるリーダーが必要。
- ⑭ 災害を経験した人物を責任者としたところ、その経験がトラウマになって動けなかった事例もあるため、対応能力は経験では測れない。

(2) 委員事例発表 (谷委員から説明)

(3) 市町村における危機管理体制の論点整理について (事務局から説明)

【委員意見】

- ① 都道府県との連携を前提とした市町村の役割を議論すべき。
- ② 行政の日常活動と危機管理を結びつける必要がある。
- ③ 住民に対して自助・共助について啓蒙をする必要がある。
- ④ 市町村と都道府県の違いは消防機関の有無であり、それがあるところとないところ
でどう違ってくるのか議論が必要。
- ⑤ 平常時に双方向のリスクコミュニケーションを推進し、危機管理に反映させていく
必要がある。
- ⑥ 危機管理体制の継続・改善という点を考えるべき。
- ⑦ 地方公共団体の規模ごとに「これだけはやってください」という形のチェックポイ
ントを示すことができれば有用。